

2023年度 若手校友・女性校友参加促進と 未来の校友支援のための校友会活動補助制度について

1. 目的

本制度は、都道府県校友会・海外校友会が主体となって実施する以下の取り組みや企画（以下、企画という）を支援し、20～30代の若手校友および女性校友が多数参加する機会を創出し、校友会活動をより活性化させること目的とする。

① 【若手校友・女性校友参加促進企画】

若手校友・女性校友の校友会活動への参加促進を図るための企画

- A 都道府県校友会・海外校友会（およびその下部組織）が主催する企画
- B 複数の都道府県校友会・海外校友会が共同開催する企画

② 【未来の校友支援企画】

都道府県校友会・海外校友会が主催し、未来の校友となる現役学生を対象に開催される、就職支援企画等の母校・後輩支援を趣旨とした企画（懇親を目的とした企画も含む）

2. 実施期間

2023年度内に開催する企画を対象として補助を行うこととする。

※2024年3月開催の企画については、2024年3月末までに【2023様式2】『補助金請求書』等の書類一式の提出が可能なものとする。

3. 補助の対象

補助の対象は以下の条件を満たす企画とする。

① 【若手校友・女性校友参加促進企画】

都道府県校友会・海外校友会（その下部組織である若手部会や女性部会を含む）が主催となり、校友会活動への若手校友・女性校友の参加促進を図るための企画（新人歓迎会、異業種交流会、女子会等）

② 【未来の校友支援企画】

都道府県校友会・海外校友会の主催で開催される、未来の校友となる現役学生を対象とした就職支援企画

4. 補助額および補助回数

① 【若手校友・女性校友参加促進企画】

※同一企画に対して、①A・①B とともに申請することは不可とする。

A 都道府県校友会・海外校友会（およびその下部組織）が主催する企画

1回の企画に対し5万円を上限に、各校友会が負担する実費額の補助を
期間中10万円まで行う

B 複数の都道府県校友会・海外校友会が共同開催する企画

各校友会が負担する実費額の補助を期間中5万円まで行う。

共同開催の各校友会から申請があれば、それぞれ補助対象とする。

② 【未来の校友支援企画】

各校友会が負担する実費額の補助を期間中10万円まで行う。

<①②共通事項>

・校友会事務局からの補助金のみで開催することは不可とする。

（参加費の徴収や各校友会にて一部ご負担願います。）

- ・申請の回数制限は設けない。
- ・上限額に達しなかった場合に次年度への繰り越しは行わない。

5. 補助申請の流れ

(1) 企画開催日の1ヵ月前までに下記3点を校友会事務局へ提出。

●【2023様式1】

『若手校友・女性校友参加促進と未来の校友支援のための校友会活動補助金申請書』

●企画書

記載事項：校友会名、企画名、開催日時・場所、参加予定人数、企画趣旨・内容

●予算書

校友会事務局からの補助金のみで開催することは不可

※書類に不備等があった場合は、事務局より再提出を依頼し、修正後に受付を行います。

(2) 『校友会活動補助金予定額通知書』が校友会事務局よりメールで送付される。

内容確認をお願いします。

(3) 企画開催日から1ヵ月以内に下記3点を校友会事務局へ提出。

●【2023様式2】

『若手校友・女性校友参加促進と未来の校友支援のための校友会活動補助金請求書』

●開催報告書

記載事項：校友会名、企画名、開催日時・場所、参加人数、開催内容・成果など。

添付いただきたい資料：当日の様子撮影した写真データ

●決算書

校友会事務局からの補助金のみで開催することは不可

※書類に不備等があった場合は、事務局より再提出を依頼し、修正後に受付を行います。

(4) 『校友会活動補助金額決定通知書』が校友会事務局よりメールで送付される。

内容確認をお願いします。

(5) 校友会事務局より各校友会登録口座へ入金。

6. 各書類の提出先

(E-mailの場合)

E-mail：alumni@st.ritsumei.ac.jp

件名：〇〇校友会『校友会活動促進補助』について

(郵送の場合)

住所：〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学校友会事務局『活動促進補助金担当』宛

7. 補助金の減額等について

企画が中止(自然災害等を含む)となった場合は補助金を支給しない。

また、企画書・予算書と開催報告書・決算書の内容に大きな差異が生じた場合は補助金の減額を行うことがある。

以上